

ふるさと納税の上限額に注意!

●はじめに

今年も残すところあと2ヵ月となりました。この時期になると、「自分はいくらまでふるさと納税をできるのですか?」という質問が多くなります。

ふるさと納税では、原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となりますが一定の上限があります。今回は、自己負担が2,000円となる上限額について説明します。

●控除額の計算

控除額の計算は、所得税と住民税からの控除額の合算となり、下記の算式にて計算します。

① 所得税からの控除 (ふるさと納税を行った年の所得税から控除)

$$(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率}$$

(総所得の40%が限度)

※平成49年までの所得税率は、復興特別所得税の税率を加えた率となります。

② 住民税からの控除 (ふるさと納税を行った翌年度の住民税から控除)

■基本分

$$(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$$

(総所得の30%が限度)

■特例分

$$(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税率})$$

(住民税の所得割額の2割が限度)

$$\text{※住民税の所得割額} = (\text{前年の所得額} - \text{所得控除額}) \times 10\% - \text{税額控除額}$$

ふるさと納税 (寄附金)	控除額	所得税
		住民税 基本分 + 特例分
	自己負担額 2,000円	

●ふるさと納税の上限額の計算

自己負担額が2,000円となる、ふるさと納税の上限額は、次の算式で計算することができます。

$$(\text{住民税の所得割額} \times 20\%) \div (90\% - \text{所得税率}) + 2,000 \text{円}$$

■例 年収500万円(給与のみ)、配偶者控除あり、住民税の所得割額 204,000円

[自己負担が2,000円となる上限額の計算]

$$(204,000 \text{円} \times 20\%) \div (90\% - 10.21\%)$$

$$+ 2,000 \text{円} \approx \underline{\underline{53,000 \text{円}}}$$

[控除額の計算]

① 所得税

$$(53,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10.21\% \approx 5,200 \text{円}$$

② 住民税(基本分)

$$(53,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 5,100 \text{円}$$

③ 住民税(特例分)

$$(53,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - 10.21\%)$$

$$\approx 40,700 \text{円}$$

合計: 51,000円

また、寄付金控除額の計算シミュレーション自己負担が2,000円となる寄付の上限目安は、

「さとふる」というふるさと納税サイトでも確認できます。



●返礼品は一時所得の対象

寄附者が特産品等の返礼品を受けた経済的利益は、一時所得に該当します。

一時所得の金額は次のように計算します。

$$\{(\text{その年中の一時所得に係る総収入金額}) - (\text{その収入を得るために支出した金額の合計額}) - 50 \text{万円}\} \times 1/2$$

一時所得に該当するものとしては、ふるさと納税の返礼品の他に、生命保険金の一時金や満期返戻金等が該当します。

つまり、返礼品の金額が50万円を超えますと、一時所得として申告の必要がありますので、多額のふるさと納税をする場合には注意が必要です。※返礼品の金額は、寄付した金額の3~4割程度となるのが一般的です。

●ふるさと納税を適用するにあたり

ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに、住所地の所轄の税務署に、「寄付を証明する書類(受領証)」を添付して確定申告を行う必要があります。

(古井 洋平)